

## 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が後援をする基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、団体等が主催する事業等に対して、単に本会が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

(後援の申請)

第3条 本会の後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに後援申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、前年度に同様の事業等で後援を受けた場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(後援の承諾基準)

第4条 会長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援の承諾をするものとする。

- (1) 地域福祉の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業等であること。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業等であること。
- (4) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (5) 営利を目的としている事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること。
- (6) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (7) 本会の政治的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (8) 本会の宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (9) 本会の運営・事業推進に関する方針に反する事業等でないこと。

(10) 本会が後援をする意義があると認められるものであること。

(後援の承諾等)

第5条 会長は、第3条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当すると認めるときは後援承諾通知書(第2号様式)により、該当しないと認めるときは後援不承諾通知書(第3号様式)により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

2 会長は、後援の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 後援の名義を「社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会」とすること。

(2) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等の責任において処理を行うこと。

(3) その他必要な事項

(事業計画の変更の依頼等)

第6条 前条の規定により承諾を受けた団体等(以下「承諾団体等」という。)は、承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を添えて、後援変更申請書(第4号様式)を会長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、第4条に規定する基準に該当するときには後援変更承諾通知書(第5号様式)により、該当しないときは後援変更不承諾通知書(第6号様式)により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

3 会長は、前項の規定による承諾をする場合において、当該承諾に付した条件を変更することができる。

(報告)

第7条 承諾団体等は、事業等の終了後速やかに、後援事業等実施報告書(第7号様式)に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(承諾の取消し等)

第8条 会長は、承諾団体等が次のいずれかに該当した場合は、その承諾を取り消し、後援取消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(1) 第4条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。

(2) 承諾団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。

(3) 依頼書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。

(4) その他会長が取消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承諾が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった団体等については、承諾が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以後の後援は、原則として行わないものとする。

(事務主管課)

第9条 後援に関する承諾事務は、総務課が行うものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

後援申請書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所

[法人にあつては主たる事務所の所在地]

名 称

代表者氏名

電 話

次の事業等について、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の後援の承諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業等の名称			
事業等の開催日			
事業等の概要 (場所・対象者等)			
他の後援予定者			
過去の実績	<input type="checkbox"/> 前回の申請 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 初めての申請		
事務責任者	住所		
	氏名		電話
団体等のホームページアドレス			

第2号様式（第5条第1項関係）

後援承諾通知書

年 月 日	
様	
社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 会長 鈴木 立也	
年 月 日付で後援の申請のありました事業等について、次のとおり承諾します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾に当たって付する条件	

（留意事項）

- 1 承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、第4号様式（後援変更申請書）により申請し、承諾を受けてください。
- 2 後援承諾通知書を交付した後においても、承諾基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は会長が取消を必要と認めたとき等は、その承諾を取り消すことがあります。
- 3 事業等の終了後は、速やかに事業結果を報告してください。

第3号様式（第5条第1項関係）

後援不承諾通知書

年 月 日	
様	
社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 会長 鈴木 立也	
年 月 日付で後援の申請のありました事業等については、次の理由により承諾しません。	
事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾しない理由	
備 考	

第4号様式（第6条第1項関係）

後援変更申請書

年 月 日

（あて先）

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会会長

（申請者）

住 所

[法人にあつては主たる事務所の所在地]

名 称

代表者氏名

電 話

先に後援の承諾を受けた事業等について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

事業等の名称	
事業等の開催日	
変更理由	
変更内容	
その他必要な事項	

第5号様式（第6条第2項関係）

後援変更承諾通知書

年 月 日	
様	
社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 会長 鈴木 立也	
年 月 日付で変更申請のありました事業等について、次のとおり承諾 します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾に当たって 付する条件	



第6号様式（第6条第2項関係）

後援変更不承諾通知書

年 月 日	
様	
社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 会長 鈴木 立也	
年 月 日付で変更申請のありました事業等については、次の理由により承諾しません。	
事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾しない理由	
備 考	

第7号様式（第7条関係）

後援事業等実施報告書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所

[法人にあつては主たる事務所の所在地]

名 称

代表者氏名

電 話

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の後援を受けて実施した事業等が、次のとおり終了したので、報告します。

事業等の名称	
事業等の開催日	
事業等の概要 (場所・参加者数等)	
他の後援者	
成果等	

第8号様式（第8条第1項関係）

後援取消通知書

年 月 日	
様	
社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 会長 鈴木 立也	
年 月 日付で後援を承諾した事業等については、次の理由により承諾を取り消します。	
事業等の名称	
取り消す理由	
備 考	